

空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務

プロポーザル公募要項

令和8年9月18日

岐阜県商工労働部航空宇宙産業課

目 次

【ページ】

第 1	公募の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第 2	応募に係る事項	1
1	参加資格	
2	企画提案書の作成	
3	応募の手続等	
第 3	提案評価に係る事項	5
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の選定	
5	提案者が 1 者又はない場合の取扱い	
6	選定結果の通知及び公表	
第 4	契約の締結	7
第 5	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の順守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	著作権等取扱特記事項の遵守	
4	個人情報保護	
5	情報セキュリティ対策	
6	守秘義務	
7	立入検査等	
第 6	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第 7	その他	8
第 8	問合せ先及び各種書類の提出先	8
	各種様式等	9
別表	評価項目及び評価基準	16

プロポーザル公募要項

本業務は、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（以下「空宙博」という。）において、子どもたちの航空宇宙産業への興味・関心を喚起し、更には就業意欲を育み産業振興とつなげていくため、『空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務』について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を公募します。

第1 公募の内容

1 委託業務名

空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務

2 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までの間

4 委託費の上限

8,006,430円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

単独法人等にあつては、以下（1）～（11）までのすべての要件を満たしていることが必要です。

共同体にあつては、すべての構成員が（4）、（8）、（11）を除くすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は（4）の要件を満たすこととし、（8）、（11）の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（2）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（3）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）
- （4）プロポーザル評価会議の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （5）県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- （6）県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （8）法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- （9）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- （10）最近 3 年間、本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （11）博物館法で定める登録博物館又は指定施設において、400m²以上の常設展示エリアの設計・施工実績を有する者であること（再委託による受託でも可。）。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえ、下記の項目について様式 4 に沿って作成してください。なお、企画提案書は、日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。また、企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（1）業務の実施計画

- ①既設展示の情報を充実させる展示物（以下「付加展示物」という。）の設計・製作・施工
 - ・付加展示物のコンセプト、内容、演出等
 - ・付加展示物のサンプルイメージ
- ②対象とする展示エリアを象徴する案内表示（以下「展示エリア案内」という。）の設計・製作・施工
 - ・展示エリア案内のコンセプト、内容、演出等
 - ・展示エリア案内を装飾した展示エリア全体のサンプルイメージ
- ③業務全般に係る業務スケジュール

（2）業務全体の実施体制

- ①本業務に類する事業の実施実績
- ②業務の実施体制

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項 目		日 程
①	公募要項等の公表・配布	令和8年9月18日(金)～令和8年10月2日(金)
②	公募要項等に関する質問受付	令和8年9月18日(金)～令和8年10月2日(金)
③	プロポーザル参加申込受付期間	令和8年9月18日(金)～令和8年10月13日(火)
④	企画提案書の受付期間	令和8年9月18日(金)～令和8年10月19日(月)
⑤	プロポーザル評価会議	令和8年10月26日(月)午後
⑥	審査結果の通知・公表	令和8年10月下旬[予定]

(2) 公募要項等の公表・配布

① 配布期間

令和8年9月18日(金)～令和8年10月2日(金)(閉庁日を除く)
午前9時00分～午後5時00分

② 配布場所

公募要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/516696.html>

(3) 説明会の開催、公募要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和8年9月18日(金)～令和8年10月2日(金)(閉庁日を除く)
午前9時00分～午後5時00分

③ 質問書提出方法

・プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を航空宇宙産業課宛てに電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。

E-mail: c11354@pref.gifu.lg.jp

・その他の方法による質問には回答を行いません。

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/516696.html>

(4) 参加申込受付

① 受付期間

令和8年9月18日(金)～令和8年10月13日(火)(閉庁日を除く)
午前9時00分～午後5時00分

② 提出書類

参加申込書(様式2)

③ 提出方法

参加申込書(様式2)を航空宇宙産業課まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。

E-mail: c11354@pref.gifu.lg.jp

※メール送信の際は、件名に『【参加申込】空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務』と記載し、送信後は届いているかの確認を電話にて行ってください。

- ・持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（航空宇宙産業課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。
- ・郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- ・紙媒体で提出する場合は、1部提出してください。

（５）企画提案書等書類の受付

- ① 受付期間
令和8年9月18日（金）～令和8年10月19日（月）（閉庁日を除く）
午前9時00分～午後5時00分
- ② 提出書類
(ア) 企画提案書（様式4）
(イ) 見積書（任意様式）
(ウ) 法人等概要書（別紙1）
(エ) 社会的課題への取組状況（別紙2）
- ③ 提出部数
6部
- ④ 提出方法
 - ・上記②提出書類を、航空宇宙産業課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。
 - ・持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（航空宇宙産業課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。
 - ・郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- ⑤ 注意事項
県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（６）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格（無効）事由
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
 - (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - (ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (エ) 公募要項に違反すると認められる場合
 - (オ) 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - (カ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - (キ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - (ク) 委託費の上限を超える見積額の提案をした場合
 - (ケ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。(軽微な修正を除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

(ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

(イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要項及び別紙「仕様書」の記載内容に同意したものとみなします。

(ウ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、10月23日(金)の正午までに、プロポーザル参加辞退届(様式3)を、航空宇宙産業課に電子メール、持参又は郵送により申し出てください。

E-mail : c11354@pref.gifu.lg.jp

※ メール送信の際は、件名に『【辞退】空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務』と記載してください。

※ 郵送の場合は、郵送後、届いているか確認の電話をしてください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された『空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務プロポーザル評価会議』(以下「評価会議」という。)が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時・場所

開催日時：令和8年10月26日（月）午後

開催場所：岐阜県庁内会議室

※ 正式な日時・場所は、後日企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2) 企画提案の所要時間（予定）

- | | |
|------------|---------|
| ・プレゼンテーション | 20 分間以内 |
| ・質疑応答 | 15 分間程度 |

(3) 注意事項

- ・プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 3 名までとします。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。
- ・評価会議構成員の都合等により、オンラインでの評価会議の開催もしくは書類審査をもって評価会議に代える場合があります。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の選定

基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。なお、電話等での問い合わせには応じません。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※ただし、応募者が2者の場合は公表しない。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、基準点を満たし、順位点の合計が次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する必要があります。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

3 著作権等取扱特記事項の遵守

受託者は、別紙「仕様書」の別記1「著作権等取扱特記事項」を遵守すること。

4 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付総第398号）に基づく、別紙「仕様書」の別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、その取扱いに十分留意すること。

5 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別紙「仕様書」の別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

6 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

7 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができることとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するもの

とします。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

最優秀提案者の通知があった後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否か希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出いただきます。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

岐阜県商工労働部航空宇宙産業課 企画連携係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁10階）

TEL：058 - 272 - 8837（直通）

E-mail：cl1354@pref.gifu.lg.jp

様式 1

令和 年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様
(商工労働部航空宇宙産業課)

空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務
質 問 書

空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務プロポーザル公募要項等について、質問事項がありますので提出します。

企業名(団体名) :
所 在 地 :
担 当 者 名 :
電 話 :
電 子 メ ー ル :

質問項目	(公募要項または仕様書の別・ページ数等)
内 容	

(注意) 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

【提出先】 岐阜県商工労働部航空宇宙産業課 企画連携係
〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 (岐阜県庁 10 階)
TEL : 058 - 272 - 8837 (直通)
E-mail : c11354@pref.gifu.lg.jp

様式2

令和 年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様
(商工労働部航空宇宙産業課)

空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務
プロポーザル参加申込書

【申込者】

所在地

法人等名称

代表者職・氏名

印

〔発行責任者〕

所属部署

役職

氏名

〔事務担当者〕

所属部署

役職

氏名

電話番号

E-mail

私は、空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務プロポーザル公募要項に基づき、当該プロポーザルに参加します。

なお、提出書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、同業務プロポーザル公募要項第2-1（参加資格）に定める資格要件を満たしていることを誓約します。

添付書類

博物館法で定める登録博物館又は指定施設において、400m²以上の常設展示エリア
の設計・施工実績を有することが確認できる書類（契約書や請求書の写し等）

様式3

令和 年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様
(商工労働部航空宇宙産業課)

空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務
プロポーザル参加辞退届

【参加申込者】

所在地

企業名

(団体名)

代表者

印

連絡先(電話番号)

(FAX番号)

(電子メール)

私は、空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務に係るプロポーザルについて参加を辞退します。

**空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務
企画提案書**

岐阜県知事 江崎 禎英 様
(商工労働部航空宇宙産業課)

所在地	
法人等名称	
代表者職・氏名	印
〔事務担当者〕	
所属部署	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

岐阜県が実施する空宙博「航空宇宙関連企業・技術展示」改装委託業務に係る企画提案に参加したいので、下記指定の書類を添えて企画提案書を提出します。

1 企画案の内容等

※プロポーザル公募要領第 2－2（企画提案書の作成）で指定する事項を、本紙を含まず、A 4 用紙 20 ページ以内（A 3 用紙は A 4 用紙 2 ページに換算、下記 2～4 の事項を除く。）で記載してください。

※文字サイズは 10 ポイント以上としてください。

※仕様書、公募要領を踏まえ具体的かつ簡潔に記載してください。

2 見積書（任意様式）

3 法人等の概要書（別紙 1）

4 社会的課題への取組状況（別紙 2）

(別紙1)

法人等の概要書

項 目	内 容	
法人・団体等の名称		
代表者職・氏名		
事業所の所在地	〒 住所	
法人・団体等の 目的と業務概要		
設立年月日	年 月 日	
従業員数	名	
法人・団体等の組織図 ※「別紙のとおり」と し、書類を添付しても 構いません。		
担当者職氏名 及び連絡先	職・氏名	
	電話	
	E-mail	

- 注) 1 すべての項目を記載してください。
- 2 各項目の枠取りについては、記載内容に応じ、変更可とします。
- 3 全ての項目が記載されていることを条件に、別紙（横向き可）での提出を認めます。
- 4 共同体については、それぞれの構成員ごとに作成してください。

(別紙2)

社会的課題への取組状況

※ 下表の「評価の要件」を確認し、該当するものにチェックを入れてください。

(「障がい者雇用」については、(1)(2)のいずれか該当する方にチェック願います。)

※ 各項目の左側(達成等)をチェックした場合は、それを証明する「添付書類」を添付してください。

項目	評価の要件
仕事と家庭の両立支援 (1点)	◆ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度への登録状況又は厚生労働省くるみん認定状況 ☐ 登録して(認定されて)いる ☐ 登録して(認定されて)いない (添付書類)登録証(認定通知書)の写し(有効期限内のもの) ◆ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定状況又は厚生労働省プラチナくるみん認定状況 ☐ 認定を受けている ☐ 認定を受けていない (添付書類)認定証(認定通知書)の写し(行動計画期間内のもの)
障がい者雇用 (1点)	(1)障害者雇用促進法に規定する障害者雇用状況の報告義務を有する事業者(従業員 40 人以上) ◆ 令和8年6月1日現在の障がい者の雇用率4%以上又は厚生労働大臣の「もにす」認定を受けている。 ☐ 該当する ☐ 該当しない (障がい者雇用率に関する添付書類) 直近の6月1日現在で、主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し (「もにす」認定に関する添付書類) 認定通知書の写し (2)障害者雇用状況の報告義務が無い事業者(従業員 37.5 人未満) ◆ 現時点での障がい者の雇用状況 ☐ 1人以上雇用している ☐ 雇用していない (添付書類) ・障がい者を雇用していることを証明する書類 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し(提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、本人の同意を得てください。) ・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届(氏名変更届)」(公共職業安定所において印字されたもの)又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
若者の採用・育成 (1点)	◆ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」に認定されているか ☐ 認定されている ☐ 認定されていない (添付書類)認定通知書の写し

パートナーシップ構築 (1点)	◆ パートナーシップ構築宣言への登録企業として、「パートナーシップ構築宣言」をポータルサイトで公開されているか ☐ 公開されている ☐ 公開されていない
事業継続計画 (BCP)の策定 (1点)	◆ 事業継続計画(BCP)を策定しているか ☐ 策定している ☐ 策定していない (添付書類)事業継続計画の写し

(別表)

評価項目及び評価基準

下表に基づき、各項目の配点の合計を135点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、事業の実施計画及び実施主体の適正性に関する評価点合計値の6割を最低基準とする。

(1) 事業の実施計画に関する評価

評価項目			評価基準				
1	本業務の趣旨との整合性	本業務の趣旨※を十分理解し、既存展示を有効に活用しつつ、伝えるべき情報を明確に、わかりやすく表現した展示となっているか。	非常に優秀 (20点)	優秀 (15点)	普通 (10点)	やや劣る (5点)	劣る (3点)
2	展示内容の創造性	構成・ビジュアル等、来館者の興味を引き、展示エリアへ誘引するオリジナリティのある企画となっているか。	非常に優秀 (20点)	優秀 (15点)	普通 (10点)	やや劣る (5点)	劣る (3点)
3	学びの場としての有効性	子どもたちが県内で盛んな航空宇宙産業の一端に触れ、興味・関心を育むことができる展示となっているか。	非常に優秀 (20点)	優秀 (15点)	普通 (10点)	やや劣る (5点)	劣る (3点)
4	統一性・調和、空間の妥当性	展示エリアとして、提案する各々の展示に統一感・調和があり、各企業の技術力が広く来館者に理解されるために必要十分な空間となっているか。	非常に優秀 (20点)	優秀 (15点)	普通 (10点)	やや劣る (5点)	劣る (3点)
5	多様な来館者への配慮	多様な来館者の誰もが障壁なく安全に利用でき、視認性に富んだ展示となっているか。	非常に優秀 (15点)	優秀 (12点)	普通 (9点)	やや劣る (6点)	劣る (3点)
6	運用・維持管理への配慮	専門業者による保守を極力必要としない、耐久性の高い展示手法となっているか。また、運営スタッフの維持管理の容易性について考慮されているか。	非常に優秀 (15点)	優秀 (12点)	普通 (9点)	やや劣る (6点)	劣る (3点)
小計			110点満点				

*業務趣旨…県内航空宇宙関連企業の「強み」「魅力」に触れられる機会を空宙博から創出・発信し、県内企業に対する子どもたちの興味・関心を喚起

(2) 実施主体の適正性に関する評価

評価項目			評価基準点				
1	事業計画	提案された内容について、具体的かつ実現可能な費用積算及びスケジュールとなっているか。	非常に優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや劣る (4点)	劣る (2点)
2	業務遂行能力	過去の業務実績、人員体制から本委託業務を問題なく遂行できる能力が備わっていると認められるか。	非常に優秀 (10点)	優秀 (8点)	普通 (6点)	やや劣る (4点)	劣る (2点)
3	社会的課題への取組	「仕事と家庭の両立支援」、「障がい者雇用」、「若者の採用・育成」、「パートナーシップ構築」、「事業継続計画(BCP)策定」といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。 (各項目1点)	非常に優秀 (5点)	優秀 (4点)	普通 (3点)	やや劣る (2点)	劣る (1点)
小計			25点満点				